

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2015 年 12 月 2 日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 063-0825

住所 札幌市西区発寒5条2丁目3番8-201号

電話番号 011-299-2931

評価機関名 サード・アイ合同会社

認証番号 北海道 評価機関認証 第14-001号

代表者氏名 鈴木 正子



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	鈴木 正子	総合	第0129号
	(2)	橋本 玲子	福祉医療保健	第0131号
	(3)	武田 志津子	福祉医療保健	第0013号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	中央保育所			
設置者名称	社会福祉法人 小樽四ツ葉学園			
運営者(指定管理者)名称	社会福祉法人 小樽四ツ葉学園			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2013 年 9 月 27 日	～	2015 年 11 月 19 日	
利用者調査実施時期	2015 年 7 月 2 日	～	2015 年 7 月 11 日	
訪問調査日	2015 年 10 月 23 日			
評価合議日	2015 年 11 月 3 日			
評価結果報告日	2015 年 12 月 2 日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

サード・アイ合同会社

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称：社会福祉法人 小樽四ツ葉学園

代表者氏名：理事長 鮎野 喜一郎

所在地：〒047-0156 小樽市桜3丁目10番1号

TEL 0134-54-7404

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

別紙参照

◇改善を求められる点

別紙参照

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受審することにより、自分の足りないところ、施設として足りないところ、すべては子どものためにあるということ、いろいろと見えてきました。
楽しい保育所、安心できる保育所、思い出に残る保育所、そして職員が生き生きできる保育所、そんな保育所作りの参考になりました。ありがとうございました。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

総評 中央保育所

<評価の高い点>

1 「地域資源を活かした子どもと地域との交流」

観光地にある中央保育所の立地から、美術館や文学館・博物館等の公共施設や、各種商業施設が多く、その特質を活かして、社会資源としての地域のイベント情報を収集し積極的に参加しています。散歩や行事を通して、地域との交流も活発で、3歳以上の異年齢のチームで近隣に毎月、保育所のお便りを配っています。近隣には、「子どもの散歩の時間帯を待つ」店舗も現れ、住民と触れ合う機会となっています。観光イベントに参加して青年会議所のメンバーと一緒に雪だるまを作ったり、観光人力車の会社と体験乗車の機会を設けて交流しています。

また、地域のグループホームで高齢者とふれあう機会を定例化させて、現在では4か所のグループホームを訪問しています。施設訪問は、保育所が日頃積極的に取り組んでいる「わらべうた」の発表の場ともなり好評です。夏祭りといった季節行事等も、地域との交流の場となっています。

中央保育所は、子どもと地域との交流が、子どもが社会体験を積むことと同時に、地域に対して保育所と子どもへの理解を深める機会として、日頃から職員自らが積極的に地域に対して挨拶や声掛けを行っています。さらに、観光客をはじめとする不特定多数の人の往来が多く、ゴミのポイ捨てもあることから、職員が周辺を清掃することも取り組みとしています。

このように中央保育所は、保育所が地域の一員としての社会的な役割を果たす必要があることを自覚して、子どもと地域との交流を広げています。

2 「多面的な食育の推進」

中央保育所は、日々の子どもの観察から、傾向的に咀嚼力が弱いとの認識を持っており、敢えて、硬めの食材や大きめに切った野菜、骨付きの魚等を提供して子どもの嚙む力を促しています。日々の献立で使用する食材は、食の安全に配慮して基本的に国産とし、保護者への理解を促すために、玄関に食材を展示しています。また、素材を活かす意味でも、和食を意図して取り入れ、オヤツは出来る限り手作りをしています。

年長児には、年間にわたり計画的・継続的に調理保育(お手伝い調理)を実施し、食材である野菜を切ったり、オヤツのクッキー作り等に参加しています。

離乳食は、発達にそった年間計画表があり、保護者から提出された食事調査記録により、発達段階に応じて栄養士が個別面談をしつつ進めています。個別面談は、離乳食に対する保護者の不安を和らげ、食に対する理解を促す機会としています。食事スペースは、午睡スペースと分けて、「食べる場の空間」作りをしています。

旬の食材を活かし、季節の行事食と連動させたバイキングやジンギスカン、夏野菜カレー、焼き芋等の戸外調理や、おにぎり散歩など、多くの「食を楽しむ」機会を設けています。魚の解体ショーは、子どもに新鮮な驚きと発見を与えています。

野菜嫌いの子が、クラス菜園で自ら栽培した野菜を食べるようになる等、子ども自身の「食べたい。」という動機付けを促し、偏食も無理強いせず、子どもの食欲に応じて量を加減して「完食できた喜び」を味わうようにしています。

子どもの体調不良には、「食事変更対応表」で柔軟に対応しています。子どもの様子や献立の内容・調理方法等については、栄養士と保育士がそれぞれの立場から意見を出し合っています。保育士から献立についての具体的な提案、栄養士から子どもの箸やスプーンの持ち方、座り方といった日々の情報共有に加え、月に1度の給食会議が行われています。

このように多方面から子どもの「食」を考え、子どもが「食」に関心を持ち「食べること」への意欲に繋がるように取り組んでいます。

3 「リスクを想定した対策」

保育所では、子どもへの「安全」保護者への「安心」を念頭に様々なリスクを想定した対策が取られています。

朝夕の送迎時は、保護者・子どもで玄関が込み合い、限られた職員数での対応が困難です。このため、17時から19時は外部委託の男性保安要員2名を交替で配置しています。これにより、子どもの道路への飛び出し防止となり、保護者に安心感をもたらしています。

投薬は、保護者から「投薬連絡票」を受け、専用の預かり袋・掲示板へ記入します。その後、所長・主任が掲示板を見回り投薬が正確に行われるように確認しています。

平成27年8月から、ヒヤリハットの「気づき」を毎日一人1枚、全職員が記入する取り組みを実施しました。提出された「気づき」は保育場面毎にまとめて課題を把握し、対策を取った結果、8月以降の怪我を未然に防ぐことができています。個々の職員が業務終了後にヒヤリハットの「気づき」を提出することが、毎日の保育の振り返りとなり、事故防止だけに止まらない保育の質の向上にも繋がりました。

4 「保護者のニーズ(就労形態等)に合わせた保育」

小樽市の休日保育は、中央保育所のみが実施しています。地域ニーズの把握のために、市役所の要請で行った実態調査に協力したことで、取り組みが始まりました。

当初は利用人数が少なく、運営経費上の課題も抱えながら、保護者のニーズに応え続けてきた経緯があります。現在は、姉妹園である「あおぞら保育園」の協力も得て、休日には保育士を5名配置し、定員20名まで受け入れています。申し込み期限を3日前までとする等、出来るだけ利用しやすい状況作りをしていることや、利用料が無料になったこともあり、毎回、定員枠の上限に近い利用があります。利用時間は、7:45～18:00 で給食を提供しています。

このように中央保育所は、年末年始(12月31日～1月5日)以外は、保育所を開所して、市内で唯一の休日保育実施園として地域の役割を果たしています。

＜改善を求められる点＞

1 「具体性のある『短期・中期・長期の事業計画』の策定と職員の参画」

「短期・中期・長期の事業計画」は、法人主導で作成され、収支予算は、法人全体として計上されています。中央保育所は、施設設備計画と、次年度の保育に導入される予定の英語と音楽教育のみが計画として挙げられています。しかし、「短期・中期・長期の事業計画」として求められているのは、「保育の内容、組織体制や施設整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画」です。また、事業計画に職員が十分に参画していないことから、計画の必要性や実効性が見えづらいものとなっています

法人は、平成 26 年度には、暖房配管取替工事・食器消毒保管庫等の備品整備、平成 27 年度には、懸案だった園庭の拡張のため、保育所に隣接する土地を購入しフェンスと駐車場を整備し、さらに、屋上の防水工事を行い、子どもの水遊び場を確保しました。また、現場保育士の要望から、屋外の時計も設置しています。

保育所の建物が築 35 年であることから、老朽化対策が優先課題となり、法人が施設設備に力を入れる必要があることは理解できますが、福祉サービス第三者評価基準では、事業計画（中・長期計画と単年度計画）は、施設整備計画に止まらず、保育理念を具体化するための総合的な計画であり、組織として関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みを定めて策定され、見直しをすることが求められています。

中央保育所には、地域に根差す保育所を目指しての積極的な地域交流や、「わらべうた」への取り組み等、中長期的な視野を持って積み重ねられている実践があります。また、個別職員の3カ年研修計画や、単年度に特に力をいれている保育実践等もありますが、「短期・中期・長期の事業計画」には記載されていません。

職員が事業計画に参画するということは、保育所の方向性と保育に対する動機付けを高めることとなります。所長は、現場を熟知していることから、法人本部と保育所のパイプとなり、職員の参画のもと「保育の内容、組織体制や施設整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画」である事業計画を策定することが望まれます。

2 「対応マニュアルの策定」

中央保育所では、引継ぎノートである「連絡ノート」を活用して、保護者から受けた要望・意見・相談を記入し見落としの無いように赤丸で印をつけて周知して、対応者が押印する仕組みを作っています。また、相談内容により検討に時間を要する場合は、その旨を保護者に説明し、後日、主任や所長が対応していますが、相談内容への対応基準に明確なルールはなく、個々の職員に委ねられています。

保護者対応は、保護者との信頼関係をつくる柱です。保護者からの直接的な意見・提案から保育所としての改善課題を明らかにするだけではありません。日々、保育士がどのように保護者と接しているか、どのように子どもの姿を伝えているか等を通して、保育の質と保護者との信頼を高めていく姿勢が求められます。

一般的に保育所では、送迎時の保護者との対話から様々な情報を得ます。職員が日々のコミュニケーションの中から、保護者の要望・意見、思いをしっかりと受け止め、組織的に迅速な対応を行うための仕組みとして、対応マニュアル等の策定が求められています。

保護者との信頼関係を一層深めるためにも、記録の方法や報告の手順、対応策の検討、保護者への経過と結果の報告等も含めた対応マニュアルを策定することが望まれます。

3 「子どもに関する記録の管理体制の確立」

法人としては、法人が作成した個人情報保護規定があり、職員には就業規則に個人情報保護を明記して周知、誓約書に署名しています。また、法人は、H27年10月に、職員に「SNS禁止事項」を配布して職員規律を明確化しました。

今後は、保育所として、子どもの記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存期間や廃棄の方法、情報の提供に関する具体的な規定と、保護者から情報開示を求められた際の具体的なルール・規程を定めることが求められます。さらに、職員への周知と研修も必要です。

また、個人情報保護においては、「利用目的の特定」と「本人の同意」が重要です。ホームページやお便り等で子どもの写真の掲載も想定されることから、「入所のしおり」等への記載に加えて、保護者に個人情報に関する十分な説明することが望まれます。

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 27 年 9 月 1 日

経営主体 (法人名)	社会福祉法人 小樽四ツ葉学園		
事業所名 (施設名)	中央保育所	事業 種別	保育所
所在地	〒 047-0027 小樽市堺町2番9号		
電 話	0134-29-3154		
F A X	0134-29-5225		
E-mail	chuuouhoikusyo@otaru-yotsuba.or.jp		
U R L	http://www.otaru-yotsuba.or.jp/		
施設長氏名	宮本 真規子		
調査対応ご担当者	宮本 真規子 (所属、職名：所長)		
利用定員	120名	開設年	昭和 57 年 4 月 1 日
<p>理念・基本方針： 保育理念～一人ひとりの子どもの人権を尊重し、人として育つための基礎を育む。 基本方針～十分に養護の行き届いた家庭的な雰囲気の中で一人ひとりの子どもの個性を大切にしながら、将来を生き抜く、バランスのとれたたくましい心と体づくりをする。</p>			
<p>施設・事業所の特徴的な取組： ・異年齢保育 ・地域との交流 ・姉妹園との交流 ・わらべうた ・食育活動(クラス菜園)</p>			
第三者評価の受審回数(前回の受審時期) 1 回 (平成 21 年)			
開所時間 (通所施設のみ)	午前7時20分～午後7時(月～土) 午前7時45分～午後6時(休日保育)		

【当該事業に併設して行っている事業】

産休明け乳児保育 延長保育 休日保育 障害児保育

【利用者の状況に関する事項】（平成 27年 9月 1日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

●年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
3名	8名	18名	21名	27名	28名
5歳児	6歳児	合 計			
25名	11名	141名			

●障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	1名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合計	1名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間: _____)

【職員の状況に関する事項】(平成27年 9月 1日現在にてご記入ください)

●職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員	保育助手	用務員
常勤	26名	1名	名	1名	名
非常勤	18名	名	名	3名	2名
	主任保育士	介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	2名	名	21名	名	名
非常勤	名	名	8名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	1名	名	名	名	名
非常勤	名	名	5名	名	名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

●職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 (名)
介護福祉士	名 (名)
保育士	32名 (8名)
	名 (名)
	名 (名)

(非常勤職員の有資格者数は () に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積	m ²		
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	昭和	年	
(4) 改築年	平成	年	

●保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	739 m ²		
(2) 園庭面積	650 m ²		
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園(300平米ぐらい)に行つて外遊びを行っている。		
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input checked="" type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	昭和	57年	
(5) 改築年	平成	年	

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> ・大舎制	<input type="checkbox"/> ・中舎制	<input type="checkbox"/> ・小舎制
(2) 建物面積	m ²		
(3) 敷地面積	m ²		
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和	年	
(6) 改築年	平成	年	

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・平成 27 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

2 人

・ボランティアの業務

* エレクトーン演奏

【実習生の受け入れ】

・平成 27 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 _____ 人

介護福祉士 _____ 人

その他 12 人 看護学生 6 人 高校生 6 人

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

- * 苦情・要望の窓口は主任が行っている文書を配布している。
- * 第三者委員を設置していることを掲示してある。
- * 日頃から保護者と信頼関係を作り、意見・要望などを聞く。
- * 利用者の意見・要望等の相談解決実施要領に基づいて、対応する。
- * 父母の会総会、個人懇談会、年齢別親子交流会の中で懇談会
- * 年に一度のアンケートを取り父母の会総会で応えている。

【その他特記事項】

- ・ 異年齢保育を取り入れている。
- ・ 老人施設など地域との交流を行っている。
- ・ 小樽元気づくり隊という団体のイベントに参加している。
- ・ 食育活動の一環でクラス菜園を持っている。

評価細目の第三者評価結果（保育所）

新基準ガイドライン（45項目）の平成26年4月1日局長通知以前は、弊社独自に「a：該当する評価項目の判断基準の取組が十分に行われている水準にある。」としてきました。このため26年度まではa評価となっていた項目の多くがb評価となっています。27年度受審の当該保育所についてはb評価が多くついています。前回よりも保育サービスの改善が図られた評価項目が多数あります。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	<p>保育理念「一人ひとりの子どもの人権を尊重し、人として育つための基礎を育む。」を「入所のしおり」等に明示、保育の基本方針「十分に養護の行き届いた家庭的な雰囲気の中で、一人ひとりの子どもの個性を大切にしながら、将来を生き抜く、バランスのとれたたくましい心と体づくりをする。」に基づいた保育目標「健康で元気に活動できる子ども・自分で考えて行動できる子ども・心豊かで思いやりのある子ども」と共に、保育所内の3カ所に掲示している他、毎月のお便りにも掲載している。内容は中央保育所の使命を明確に表し、地域との関わりは法人理念に則っている。職員周知には、会議で読み合わせ、保護者には総会時に資料配付と説明を行っている。子どもと保育士が近隣にお便りを配付して挨拶に回っている。ホームページは、写真等を準備しており近日リニューアル予定である。更に地域に開かれた中央保育所とするために、関係機関にも配布を検討している。</p>

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	<p>保育所の経営的な面は、法人本部での会議や理事会で協議されている。この席で把握された経営状況等は、環境変化に応じた経営に活かされるために、中期計画や年度事業計画へ反映することが期待される。保育所としては、小樽市から保育利用ニーズの一覧表が保育所に送付されるので、利用定員を超えている中で調整はかきながら利用ニーズを分析している。休日保育は法人負担が少なくないものの、地域ニーズに応えるために継続実施していた。ニーズの増加により法改正で利用負担が無料になった経緯もある。小樽市内では中央保育所のみの実施なので、他の保育所に休日保育実施のパンフレットを置いて周知の協力を得ている。</p>
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b	<p>休日保育を実施することにより、年末年始を除き年間359日間保育所を開所して地域ニーズに応えている保育所である。開所時は、離乳が完了した子ども子どもを定員20名まで受け入れ、保育士を5名配置する他、給食も提供している。人員体制は、姉妹園である「あおぞら保育園」保育士も協力している。経営課題として、保育所運営上の人件費の占める割合が大きいが、質の高い保育サービスを提供するためには必要不可欠の認識をもっている。法人は障がい施設も運営しており、理念に沿ってインクルーシブ保育（統合保育）を実施、障がいのある子どもと共に育つ子ども達の成長の豊かさにつなげている。このことから、前項目同様に法人主導の中長期計画における保育所の経営課題に関しても十分な記載が期待される。</p>

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c	法人が作成した平成27年度から平成29年度までの「短期・中期・長期の事業計画」は、設備計画と来期の保育に導入する英語と音楽の教育となっており、収支の予算計上は法人全体の中で行われている。計画書のタイトルは「短期・中期・長期の事業計画」であるが、内容が乏しい。中・長期計画には、前項目にある保育理念・方針に基づいたビジョンと経営課題を盛り込むことが望まれる。作成時には、後続の項目にある単年度の事業計画に反映される保育内容、設備整備、人材育成に繋がる見直しを毎年度更新していくことも期待される。所長が保育のベテランであることを活かして、法人本部と保育所のパイプとなり実効性のある中長期計画に修正されることが望まれる。
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c	法人主導の中・長期計画を踏まえた単年度の事業計画として、平成27年度は、保育所に隣接する土地を購入してのグラウンドと駐車場や、屋上の防水とフェンスの整備がある。運営方針や保育目標が単年度の事業計画に掲げられているが、通年の方針と目標であり、計画の具体性がない。保育所の中・長期計画とこれに沿った単年度の事業計画としては不十分である。保育の単年度の事業計画としては、その年度において特に強化しようとしている保育や、人事プラン、職員の配置、研修、行事等に加え、中央保育所が継続して実践している異年齢保育やコーナー保育等、1年間にわたる取り組みの目標を明確にしたものである。平成27年度の保育の表現活動のテーマを「沖繩」と決め、職員一丸となって取り組んでいる。今後も、年度ごとにテーマを決めて取り組むことを予定しているため、単年度の事業計画に盛り込むことを期待したい。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	毎年度の事業計画は2月の職員会議で協議されている。保育所の建物が古く冷暖房の必要性を法人本部へ要望して、施設整備をしている。拡張工事をした園庭から時計が見られるように設置する等具体的に計画実施されている。事業計画は行事計画を含む保育所としての総体的な計画であり、月案週案等と誤解しやすいが、前項目の経営課題の状況確認や中・長期計画の妥当性を見直す根拠にもなる。全職員の事業計画の理解を図るためにも法人作成の中・長期計画の十分な説明が期待される。
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b	事業計画は、行事計画を中心に記載した資料を父母の会総会等で配付、説明している。この他、事業計画に記載した内容毎に、掲示予告やクラスたより、写真等で周知している。異年齢保育や休日保育については、個人懇談会や親子交流会、茶話会等の機会ある毎に説明して理解を促している。ただし、事業計画自体が前項目にあるように内容が不十分であるので、保護者に伝えられたのは事業計画の一部である。修正後の事業計画について保護者への周知と理解に期待したい。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	保育サービスの質向上に向けて、毎年度、保育士個々の自己評価を行っている。平成26年度は自己評価様式を3年時系列で比較検討できる表に改めた。自己評価後は、年齢児クラスごとの会議で互いの結果を比較し保育実践に反映するようにした。平成23年に初回の第三者評価を受けている。この結果は、当時の職員が改善に努めたが、現在の職員への周知と改善の計画化には至っていない。保育の質向上には、PDCAの継続が欠かせない。この項目は、後続する項目での取り組みも含めた保育所全体で組織的に行われていることである。さまざまな保育場面で改善の工夫がみられるので、PDCAとその記録を残しておくことが望まれる。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	前回の評価結果にもとづき、地域との交流を視野に高齢者施設への訪問、近隣への挨拶周り、ヒヤリハットの線引き、マニュアルの作成等を行った。組織として取り組むべき課題は明確になっており、改善策は実施されているが、計画として文書化されて改善までの経過や結果が表わされていない。自己評価の結果後には、「子どもへの言葉掛けの大切さに改めて気づいた」との記載もある。こうした貴重な学びを、パート職員も含めて全職員の「気づきの共有」とするためにも、記録に残して共有し、改善につなげることに期待したい。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	所長は、保育所所長の役割と責任を職務分掌や災害時の役割分担表に明記している。職員に対しては、会議や行事等で表明している。保育所としての方針等は理事会でも明確に発言している。所長は平成27年4月より管理者に就任し、様々な機会を捉えて、自らの役割と責任への理解を図っている。今後のリーダーシップに期待したい。
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	遵守すべき法令等を正しく理解するために、労務関係であれば法人契約している社会保険労務士からレクチャーを個別に受けている。保育所として必要な法令は、所長セミナーを受講して知識の習得に努めている。職員には、社会的ルールや就業規則を守ることを説話し、個人情報保護等の誓約書への押印を義務付けている。職員への理解を更に促すための「保育指針」や「児童の権利条約」等の学習会が期待される。また、利害関係者と適切な関係保持のための内部規定の作成も望まれる。所長は職務上、法令・倫理を理解したうえで保育所を率先する責務があるため、今後一層の取り組みに期待したい。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	<p>b</p> <p>所長は、常に保護者とコミュニケーションを図り、送迎時の保護者の様子からも、家庭状況の把握や、保育内容の改善のヒントを得ている。また、定期的に保育所を訪れる卒園児の姿からも、卒園後も拠り所となるような保育実践に努めている。外部研修に参加した職員から、学んだことが活かせるように伝達研修を予定している。毎年度表現活動のテーマを設定して保育に反映させている。平成27年度は「沖縄」として発表会の演題や園内の飾り付け等も統一、関連付けて職員の意見を取り入れている。リスク管理で徹底を図ったヒヤリハット用紙提出が保育サービスの質向上となった事例もあった。今後はより組織だった保育の質向上の取組に期待したい。</p>
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	<p>b</p> <p>経営の改善や業務の実効性を高めるために、職員配置の充実を課題としている。平成27年度はグラウンド・駐車場の土地取得と屋上の整備で多額の予算を執行した。保育士の処遇改善として加算はあるが、施設運営資金等のやり繰りがあるので保育所単独でのベースアップ決定は困難である。保育所は定員120名のところ定員を超えて受け入れを行っている。ゆとりある空間での保育は望ましいが、施設整備も限界があり、業務の効率的な改善には、子どもの安全を第一に考えた上で、各クラスの主任・リーダー・サブリーダー・担任の全職員が一丸となって取り組めることから一つ一つ解決していくようにしている。</p>

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	<p>b</p>	<p>保育所に必要な保育士の確保は、年度毎の子どもの年齢と人数に応じた体制をとるように計画づけている。法人ホームページに生活支援員の募集はあるが、保育士の記載はない。定着に関しては、面接時に双方の意向に齟齬がないかを見極め、就職後に直ぐに退職することがないようにしている。栄養士と事務を担う事務長は姉妹園と兼務する計画となっている。国の方向性もあり、保育士に幼稚園教諭資格を取得奨励、幼稚園教諭所持者や保育助手に保育士資格を取得推奨している。職員体制を充実させるためにも処遇改善には前向きに検討したいとの事業所の意向を聞いたので、今後に期待したい。</p>
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	<p>b</p>	<p>総合的な人事管理として、正規職員には保育所版人事考課を実施している。平成25年度までは、保育の内容を自己評価するチェック表を用いていた。キャリアパスは保育所にも必要と考えている。姉妹園との人事交流を始めた。研修を合同で行ったり、歓送迎会は子どもの年齢クラス合同で開催して人事異動時を穏やかにできるように配慮した。今回の評価で評価機関に提出した「期待する職員像」を周知、職員との定期的な個別面談は次項目の内容も含めての実施が期待される。</p>

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	<p>b</p> <p>職員の就業状況や意向を把握するために、1月に人事考課面談で個人的な話も聞くようにしている。1年以上雇用している臨時職員は、月給制として、「北海道民間社会福祉事業職員共済」(ソエル)に加入している。働きやすい職場づくりとして、育児・介護休暇、短時間就労、超過勤務等への配慮を行っている。労務に関しては、社会保険労務士の指導により職員を守るための法令順守を旨としている。全職員に対する定期的な面談は行っていないとのこと、今後に期待したい。</p>
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	<p>b</p> <p>中央保育所として期待する職員像を全職員に周知をはかるところである。職員一人ひとりの育成に向けて、平成27年度から3カ年計画の個別研修計画を立てた。今後は、正規職員からパート職員にも広げる予定である。個別研修計画には、目標管理の設定が必要なので、次年度に向けて具体的に達成目標や進捗状況がわかるように修正することが望まれる。</p>
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	<p>b</p> <p>職員の研修に関する計画は、個別の3カ年計画が策定されている。外部研修には、勤務年数や内容目的等に応じて派遣されている。研修が保育所としての目的・方法に合うように明示することで、次年度の研修計画が見直しやすくなる。この際に、内外の研修と連動して修正されることが望まれる。</p>
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	<p>b</p> <p>職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保できるように、個別の研修計画を平成27年度から作成した。外部研修に出席できない職員のために、伝達研修の他、内部研修の機会がある。子どもの年齢別クラスのケース検討会議を実施した際に、他のクラス職員の意見を求めて参考になったこともあった。OJIでの学びの他、地域でのわらべうた等を学ぶ活動にも交替で時間を都合しあって積極的に参加している。個別の研修計画と共に、研修結果を次の計画に反映させるための記録を残すことが望まれる。</p>
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	<p>b</p> <p>実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成については、保育士や看護師の養成校から受け入れを行っている。育成プログラムは、養成校からの課題を実践できるように作成、補足している。実習指導のための担当者研修や特別なプログラムはないが、ベテラン保育士を配置して、実習生の個別の要望を聞いて、子どもの発達を学べるように留意している。保育所として、社会的責務の姿勢を明確にするために、オリエンテーションや受け入れマニュアル等を整備する際に、基本姿勢を明文化しておくことが望まれる。</p>

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	運営の透明性を確保するための情報公開としては、法人ホームページに財務諸表と、財産目録、外部監査報告等が公開されている。事業内容としての中央保育所に関するホームページでの公開は、所在地と連絡先のみだったのでもリニューアルを予定して写真等を準備している。第三者評価は、平成23年度と平成27年度の公開をワムネット、北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構、評価機関の3カ所のホームページで公開されている。地域に中央保育所を発信するために、職員が子ども連れでお便りを配付する取り組みを隣接する商店街から始めている。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のために、法人内部での定期的な監査の他に外部監査も受け、ホームページで公開している。経理や労務に関しても専門家のコンサルテーションと助言を得て経営の改善を図っている。これらの取組を職員にも周知理解を深める予定である。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	子どもと地域との交流を広げるために、3歳児以上のクラスで近隣へ保育所のお便りを毎月配布したり、高齢者施設との交流がある。また、「小樽雪あかりの路」に参加して小樽青年会議所の職員と一緒に雪だるまを作っている。図書館や文学館のイベント情報を収集して参加するなど、地域の社会資源を有効に活用している。今後は、町内会に加入し、地域の一員としてより積極的に地域との交流を活性化させる意向を示している。また、保育所としての地域交流の重要性を明確に位置づけるために、地域交流の目的や方法を中長期計画や単年度計画に明文化していくことに期待したい。
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c	インターンシップは小樽市内2カ所の高等学校から毎年数名を受け入れている。受け入れた学生は「保育の大切さ」「命の尊さ」「人権擁護」を学ぶ等、実態として受け入れの活動はある。法人の規程には、ボランティア等の受入れに対する基本姿勢と体制が記載されているが、保育所は対象となっていない。ボランティア等の受け入れには、思わぬトラブル・事故も想定され、保育所におけるインターンシップ及びボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明文化することが望まれる。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	中央保育所が関係する機関としては、要保護児童対策地域協議会や医療機関等、様々ある。小樽市民間保育協議会の主任会には毎月参加している。平成27年7月に実施した小学校見学会では、入学までの準備について教師の意見を聞いている。「小樽発達支援センター」を受診している子どもに同行して、療育訓練の見学や、障がい児保育への助言・指導を受けている。また小樽市子育て支援課や児童相談所、園児のきょうだいが通学する小学校と連携したケース事例もあった。関係機関リストについては、職員も利用できるよう周知や整理が期待される。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	b 保育所の機能を地域に還元する取組みとして、所長がわらべ歌の普及として「小樽まめっちょ」の企画運営に関わっている。「小樽まめっちょ」は年2~4回開催され、小樽市内の保育士や幼稚園教諭が参加している。子どもたちと定期的に訪問している高齢者施設でも、わらべ歌は好評である。また、毎週実施している園開放の参加者へ栄養相談や離乳食の献立表提供などを行っている。今後は町内会活動の場所提供などが検討されているので期待したい。
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c 地域の具体的な福祉ニーズは、関係機関との連携や小樽市民間保育協議会、園開放や見学等の参加者から把握するよう努めている。小樽市の要請により、地域ニーズから始めた休日保育は、市内で中央保育所のみである。毎回定員枠上限に近い利用があり、現在は利用料が無料の制度となった。現在、この項目が求めている「公益的な事業・活動」は保育所として未実施だが、公共的な事業活動については、法人を主体として、法人の中・長期計画の見直しで検討されるので期待したい。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	子どもを尊重した保育サービスの提供について、理念・基本方針を基に、保育会議で毎回確認している。具体的な子どもへの対応等が書かれた日めくりカレンダーの標語が職員勤務表の横に掲示され、子どもへの言葉かけ等の日々の保育の参照となっている。人権啓発イベントには子どもたちも参加して、互いを尊重すること等を学んだ。また、虐待防止委員会で確認したケース事例検討会後は、常に子どもを注意深く観察する必要性を全職員で再認識した。小樽市要保護児童対策地域協議会には所長と主任が毎回参加し、児童虐待防止セミナーを受講している。各種研修の参加後はレポート提出閲覧を行っているが、子どもの人権を全職員が共通理解するまでには至っていない。日々の保育で子どもの人権を意識できるように、保育マニュアルに子どもを尊重した基本姿勢の文言を入れる等、職員間で実践可能な方策に期待したい。
29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	c	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育について、保育会議において全職員で話し合われている。オムツ交換場所や、お漏らしをした際の専用のスペースを確保したり、トイレにはカーテン等をつけてプライバシーに配慮している。水遊び時の着替えも、タオルの使用等で工夫した。保育室にある連絡ノートの保管や投棄掲示板は、保護者の目に触れないようにするなど、様々な保育場面でプライバシーを心掛けているが、行政機関からの通知書等の配布にも配慮が望まれる。今後は、プライバシー保護と権利擁護に関した規程やマニュアルの作成とともに、子ども・保護者がプライバシーについて学ぶ取組も期待される。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	<p>b</p> <p>保育所の利用希望者に対して、保育所の選択に必要な情報として要覧を用意している。要覧は小樽市子育て支援課の他、職員が健康診断を行っている病院に置いている。見学希望者には随時日程を調整し、所長・主任が応対して保育内容を説明している。園開放は毎週水曜日に実施している。法人のホームページに中央保育所の紹介があるが、住所等の概要掲示に留まっている。選ばれる保育所の発信として、保育理念や保育目標・行事の紹介などを含めたホームページの作成が検討されているので期待したい。</p>
31	Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	<p>b</p> <p>保育サービスの開始時は入所説明会で、要覧、「入所のしおり」と年齢別ごとの資料を用いて説明されている。サービスの変更時は保護者懇談会等で、3歳未満児には年齢別に「持ち物に関するお知らせ」を渡して、各担当職員が説明している。月齢によるグループ分けを実施し、グループの移動時も保護者と詳細な連絡を取っている。また、3歳以上児には、家庭から持参してもらう主食の量の目安となるように、見本を掲示している。リニューアル予定のHPや、近隣へ配布している保育所便りへの行事写真には子どもが写り、不特定多数の目に触れることから、写真掲載を含めた個人情報提供の同意書を得ることが望まれる。</p>
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	<p>c</p> <p>保育所の変更や家庭などの移行等にあたりサービスの継続性に配慮した対応としては、やめた子どもが気軽に訪問できるように、街で見かけたときは声をかけるなど、関係作りに取り組んでいる。移行先の保育所や幼稚園からの情報提供依頼はないが、幼稚園から移行した際の引継ぎ書類は受け取っている。保育サービスの継続性により配慮するために、移行後も子どもや保護者の相談に応じることを明記した書面が望まれる。また、他の保育所や幼稚園に移行した子どもにも、保育要録に準じた引継ぎ書類作成を検討中なので、今後期待したい。</p>
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	<p>b</p> <p>子どもや保護者の意向把握を目的として、個人面談や親子交流会、懇談会が定期的に開催されているほか、毎年度末に保護者アンケート調査を実施している。保護者アンケート等の意見は会議で集約され、4月の父母の会総会で回答されている。また、欠席者には総会報告書が配付され、保護者全員が周知されている。昨年度は、保育士へのネームプレート着用の意見があったが、代案として、廊下に全保育士の名前と顔写真を掲示した。年少児の地域交流参加を希望する意見もあり、異年齢活動として実施した。利用者調査の結果を踏まえた改善が行われているが、毎回同様な意見がでることもある。保護者の満足度と保育の質が結びつく十分な説明周知が望まれる。年度末実施のアンケートは自由記述欄のみで記入しにくいことから、工夫が期待される。</p>

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c 苦情解決の仕組みとしては、法人の「苦情対応規程」に基づき「利用者の意見・要望等の相談解決実施要領」が整備されている。各家庭には入所時に、受付担当者名・責任者名・3名の第三者委員の連絡先が明記されている「ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて」が配付され、説明されている。玄関ホールに苦情箱が設置されているが、今まで苦情はない。今後は、苦情解決の仕組みがより機能するために、苦情がない場合も、お便り等で保護者へ周知、ホームページでの公表が望まれる。
35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b 保護者が相談や意見を述べる手段は、入所時に「ご意見・ご要望を申し出になる機会について」を配付して、説明されている。書面には、保護者からの意見等に対する保育所の姿勢と、受付担当者名・相談解決責任者名が明記されている。意見箱やアンケート、個人面談、父母交流会等のほか、送迎時や日中の時間帯の相談に応じている。職員は保護者との信頼関係を築き、日常的な会話の中から意見や要望を聞き出している。
36	Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	c 保護者からの相談や意見は、職員が送迎時に直接保護者から受ける場合が多く、相談内容によって検討に時間を要する場合は、その旨を保護者に説明し、主任や所長が対応している。日々、保護者の相談・意見を聞き取る職員としての統一した仕組みとして、個々の職員により相談・意見の把握や対応に不足や差が出ないように、保育所としての対応マニュアルの作成が望まれる。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b リスクマネジメント体制として、「安全管理マニュアル」「事故未然防止マニュアル」等のマニュアルが整備され、リスクマネジメント委員会が設置されている。平成27年8月より、日々の「安全への気づき」を「ヒヤリハット」として全職員が毎日一枚提出している。「ヒヤリハット」は保育場面ごとにまとめて対策をとった結果、通院に至るケガはなくなった。要因分析と対策の継続が期待される。
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制として「感染症マニュアル」「食中毒マニュアル」等が整備されている。感染症対策委員会は定期的を実施され、他保育所で発生した感染症やアレルギー症状の情報や、マニュアルの見直しをしている。また「平成27年度中央保育所保健計画」では、季節ごとの感染症について留意点・保護者への指導・環境整備等が記載され、職員に周知されている。法人からノロ対策として「吐物処理防護キット」を配付された際に、実施訓練を行った。今後は、より実効的な感染症対応として、「吐物処理防護キット」使用時の動きに即した「ノロ対応マニュアル」の作成と、定期的な研修訓練が期待される。
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b 災害時における子どもの安全確保のための取組として、「危機管理マニュアル」が整備されている。年2回の消防訓練の他、毎月1回、火災・地震・津波・不審者の想定で避難訓練が実施されている。小樽市少年婦人防火委員会と連携し、子どもたちが防災に関するDVDを視聴する機会を設けている。中央保育所として、長時間の避難を想定した備蓄品の準備や、相互に助け合えるように地域との連携を検討中なので期待したい。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	b	全職員には、ルールやマニュアルをファイル化して渡している。今後は、改築された園庭や玄関の施錠等、新たに周知が必要な部分の加筆や、年齢に応じた子どもへの対応、保護者対応等の共通化について、一層の周知を図る意向が示されている。標準化とは、画一化とは異なり、職員が誰しも必ず行わなくてはならない基本の部分の共通化を指している。標準的な実施方法を明文化し、職員に周知することで、個々の職員の力量によらず、保育の一定の水準や内容を保つことが求められている。どのような場面にどのような標準的な実施方法（手引き・手順・ルール・マニュアル等）が必要かの洗い直しをすることで、プライバシーへの配慮を加えて、より実効性のある標準的な実施方法の整備に期待したい。
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	全職員には、ルールやマニュアルをファイル化して渡している。さらに、より実効性のある標準的な実施方法の作成のために、どのような場面でどのような標準的な実施方法が必要かを、職員の気づきを基にして、職員とともに検証・見直しを継続的に行うことが求められている。今後は、パート職員への周知方法を工夫し、保護者からの意見や提案を反映させ、より実効性のある標準的な実施方法とするための、定期的な検証・見直しをする仕組みに期待したい。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	b	アセスメントとは、指導計画策定の基本となる重要なプロセスを指している。保育所においては、児童票・健康記録・発達記録・懇談記録等がアセスメントの役割を果たしている。アセスメントで子どもの身体状況や子どもと保護者の生活状況を把握し、どのような保育を実施する必要があるかを明らかにした上で、保育課程に基づき、指導計画を策定することが求められている。担当職員は、家庭状況の変化を把握し、必要に応じて児童票の確認をしながら、指導計画を策定しているが、今後は、アセスメントの結果をどのようにして指導計画に繋げるかの手順をより具体化して整備していくことに期待したい。また、1、2歳児の個別指導計画（月案）と3歳以上児の年齢別指導計画（月案）には、保護者（家庭）欄がなく保護者のニーズが分かり辛いので、今後の工夫に期待したい。
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	b	年齢ごとに年間指導計画を策定し、それを基にして、月案（異年齢・年齢別・3歳未満児個別・障害個別）を策定して、週日案を立て、反省・評価して次の計画に繋げている。指導計画の評価・見直しは、標準的な実施方法にどのように反映すべきか、子どもや保護者に対する保育や支援が妥当かどうか等、保育の質の向上に向けた取り組みであることが求められる。今後、一層の取り組みに期待したい。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	<p>b</p> <p>保育の引継ぎのため、クラス別に連絡ノートがあり、見過ごしがないように記入欄に赤丸を付け、確認印を押している。子どもの情報の共有のため、毎週の打ち合わせには、各クラスの代表が参加している。注意が必要な子どもについては、ケース会議を開き、職員間で共有している。3歳以上児では、4期毎の個人記録がある。年齢別や異年齢での日々の保育日誌はあるが、子ども1人ひとりの発達への理解に繋がる記録としては不十分である。保護者と交わっている育児ノートや生活リズムノートも、日々の保育記録とはなっていない。今後は、子ども1人ひとりについての理解を深め、指導計画の見直しに繋げるためにも、記録の見直しに期待したい。</p>
45	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	<p>c</p> <p>法人が作成した個人情報保護規定があり、就業規則で個人情報を周知し、職員には誓約書を取っている。また法人は、H27年10月に、職員に「SNS禁止事項」を配布して職員規律を明確化した。今後は、保育所として、子どもの記録の保管・保存・廃棄・情報の提供に関する具体的な規定と、保護者から情報開示を求められた際の具体的なルール・規程を定め、職員への周知と研修、保護者への説明が求められている。また、個人情報保護における重要な柱の一つは、「利用目的の特定」と「本人の同意」にある。写真等の掲載も想定されることから、「入所のしおり」等で、事前に保護者に説明することにも期待したい。</p>

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育所保育の基本

	第三者評価結果	コメント
1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	b	保育課程は、所長、主任、リーダーがまとめ、年に1度、見直しをしている。また、職員は各自で保育課程を持参している。今後は、保育課程の編成時に、職員が積極的に参画し、改めて「児童の権利に関する条約」や「保育所保育指針」を学ぶ機会とする意向を示しており、期待したい。
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	b	乳児（0歳児）の情緒の安定のために、特定の保育者との継続的な関わりが持てるようにしている。浴室はないが、オムツ交換台が置かれた専用のスペースがあり、感染症の予防とともにプライバシーにも配慮している。調乳室があり、機器を導入して母乳にも対応している。日々の育児ノートで家庭状況の把握をしつつ、保育士・栄養士と連携を取り離乳食を進めている。さらに、栄養士は、保護者と面談しながら、段階的に離乳食の進め方を説明している。SIDS（乳幼児突然死症候群）防止チェック表は15分おきに記録をしている。0歳児保育は、疾病への抵抗力の弱さ、心身機能の未熟さから、発育・健康状態への適切な判断が重要であるといわれる。今後は、パート職員も含めた共通の認識を明確にするために、登所時や保育場面での視診の明文化を含めた保育マニュアルの見直しに期待したい。
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	b	低月齢と高月齢のグループに分け、子ども1人ひとりの成長に合わせた保育を目指し、グループ移動も無理がないように進めている。2歳児の高月齢になると、午睡や活動の場を2階（3歳以上児エリア）に移し、年齢移行をスムーズにしている。トイレの場所やオムツ台はプライバシーへ配慮している。栄養士と連携して、生活リズムノートで家族状況を把握しつつ、離乳食を進めている。定期的なケース会議を開き、記録をして共有化している。日々のクラス日誌と週案があり、子ども1人ひとりについての個別指導計画（月案）が作成されているが、日々の個人記録も求められているため、期待したい。また、3歳未満児は、感染症にかかりやすい時期であり、日常観察は重要である。今後は、パート職員も含めた共通の認識を明確にするために、登所時や保育場面での視診の明文化を含めた保育マニュアルの見直しに期待したい。
A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	b	3歳以上児は、異年齢保育を中心としてチームを3チームに分け、3歳・4歳・5歳の年齢別保育と組み合わせ保育をしている。コーナー保育に取り組んでいる。子どもの情報を共有するために、毎週火曜日に打ち合わせをしている。気になる子どもがいる場合には、ケース会議を開き、全体会議で共有している。週案は、それぞれのチームの活動を調整し合いながら作成し、その中で、各チームの担当保育士のアイデアを共有して保育に活かしている。地域との交流では、年齢別から異年齢チームでの活動として幅を広げている。今後は、異年齢保育の中で、年齢別への対応を一層充実させたいとの意向が示されており、取り組みに期待したい。また、パート職員も含めて、子どもに対する共通の対応の周知を図るためにも、保育マニュアルの見直しに期待したい。

<p>A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。</p>	<p>b</p>	<p>平成27年度から、民間保育協議会の主導で、小学校の教師と面談する取り組みが始まっている。年長児担当保育士は、小学校の授業参観に参加することで、事前に小学校の様子を把握して保育に活かし、同時に、卒園児の様子確認ともなっている。個人記録は、年間を4期に分けて作成し、保育要録に反映させている。1月下旬には、年長児のクラス懇談を開催し、要録の説明をしている。希望のある保護者には、要録の中身を開示している。小学校入学に向けて、人の話を聞ける、基本的な挨拶や返事、食事や着替え、一定時間の集中力、和式トイレの練習等々に取り組んでいる。今後は、子どもが具体的に小学校以降の生活に見通しを持てるように、小学生との交流の機会を設ける等、一層の取り組みに期待したい。</p>
<p>1-(2) 環境を通して行う保育</p>		
<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境を整備している。</p>	<p>b</p>	<p>各部屋には、防火カーテン、温湿度計、加湿器、クーラーが設置されている。3歳未満児エリアには、空気清浄機が設置されている。未設置箇所は、定期的に窓を開けて換気に気を使っている。寝具はリースである。小学校入学に向けて、和式トイレを1台残し洋式トイレに改装した。また、衛生面からトイレスリッパを使用しているが、手洗い場にはマットを敷き混雑を緩和させ、混み合う時間帯には保育士を配置して、安全の確保をしている。手洗い場には、自動的に定量が出る薬用ハンドソープが設置されペーパータオルを使用している。以前から寒さについて懸案があった2階廊下は、天井に暖房機が設置された。3歳未満児では、狭い空間を、パーテーションで区切って、落ち着いた空間となるように工夫している。今後も、職員の様々なアイデアを取り入れ、人的な環境整備とともに、一層の工夫に期待したい。</p>
<p>A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>個別の衣類整理用のカゴがあり、持ち物の整理整頓を促している。整理整頓の取り組みは、1、2歳児から始まり、整理場所に個々のシールを貼ることで、脱いだ靴下などを、子ども自らが片づけられるようにしている。トイレトレーニングは子どものリズムに合わせている。食事場所と午睡場所を分け、布団の場所を決めることで、午睡時に子どもが自ら動けるようにしている。お漏らしした際の着替え場所がある。食事は、子ども自らが食べたいとの意欲を促している。巧技台や鉄棒・滑り台等や、縄跳び・ボール等の様々な遊具を用意している。屋上の防水工事で、夏場の屋上での水遊びを確保し、ジャングルジムを設置したグラウンドを整備して、戸外遊びを充実させた。</p>

<p>A-1-(2)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>3歳以上児では、コーナー保育を中心にしている。朝、登所した子どもは、自らの関心で他のクラスへも自由に移動できるため、基本的な玩具などは、収納場所に写真を掲示して、子どもが分かりやすいように配慮している。子どもがチームを超えた遊びを自発的に選択できるようにしているため、週に1度（火曜日）の打ち合わせでは、保育士同士の情報共有に取り組んでいる。ハサミ等の文具の使用は、使用場所を決め、保育士を配置している。コーナー保育では、集中・継続して遊べる特質を活かしている。また、3歳未満児クラスでは、「片づけ」を通してコーナー保育の導入を始め、2歳児から浸透して、現時点では1歳後半児が自主的に遊びを選択できるようになってきている。コーナー保育の配置や、遊具の点検など、子どもの動きとともに留意している。</p>
<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>商業地域にある保育所の立地から、美術館や文学館、各種商業施設も多く、その特質を活かして、地域のイベント等に積極的に参加している。また、散歩や行事を通して、地域との交流も活発で、異年齢のチームで、近隣に保育所便りを配っている。地域のグループホームで高齢者と触れ合う機会も定例化しており、現在では4か所のグループホームを訪問している。餅つき、雛祭り、七夕等季節行事を取り入れている。クラス菜園をつくっている。利便性の良さを活かし、季節に応じて、市営グラウンドや公園、路線バスを利用した外出等を通して、社会や自然に触れ合う機会をつくっている。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>b</p>	<p>中央保育所として、「わらべうた」に力を入れて、継続的に研修を続け、日常的に保育に取り入れている。リトミック、エイサー（沖縄民謡）、体操などを取り入れている。コーナー保育として、粘土・折り紙・クレヨンが配置されている。運動会や発表会、施設訪問等で、子どもが日々の活動を表現している。絵本を積極的に取り入れている。今後は、設定保育と連動させて、手作り楽器制作や、楽器を自由に体験できる機会を増やし、様々な「音」を楽しむことも検討しており期待したい。</p>
<p>1-(3) 職員の資質向上</p>		
<p>A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。</p>	<p>b</p>	<p>自己評価を通して、日々の保育に対する気づきともなり、話し合いの場が、其々の意見を聞く機会ともなっている。評価基準に対する受け取り方にも職員により相違はあるが、改善できることから、取り組みは始まっている。自己評価を通して、職員の話し合いを深め今後につなげる取り組みに期待したい。</p>

A-2 子どもの生活と発達

<p>2-(1) 生活と発達の連続性</p>		
<p>A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。</p>	<p>b</p>	<p>保護者の精神状態が子どもに与える影響が大きいことから、日頃、保護者の子どもに対する態度や家庭状況と、子どもの様子の両面から理解し、職員間で共通理解を持ち対応している。子どもを待たせる場合には、状況を説明し、子どもが納得できるようにしている。子どもが自分の気持ちを表現する力が充分でない場合は、気持ちを汲み取るように努めている。集団の中で、個別対応することに難しさを感じる場面もあり、今後とも、職員間の連携・協力体制を強化し、職員の増員の検討など、職員が気持ちに余裕を持ちつつ保育ができる環境の整備にも期待したい。</p>

<p>A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>b</p>	<p>担当保育士により、個別的な日々の日誌と、月の個別支援計画が作成されている。発達支援センターのスタッフに助言を受け計画に反映させている。子どものペースに合わせて障がい配慮した個別対応の場面と、異年齢保育と年齢別保育の中で、子ども集団として生活の質を高められるような場面を組み合わせ対応している。担当保育士は、専門医療機関から福祉機具の扱いも含めて助言を受けたり、児童発達支援事業所から説明を受ける機会もある。障がい保育について、ケース会議や打ち合わせで全体に共有化しているが、障がいの種別が多様化している現状もあり、担当以外の全職員も含めた研修の充実を期待したい。</p>
<p>A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>b</p>	<p>延長保育では、延長保育担当のパート職員と常勤職員がペアと組み、日中の子どもの様子を保護者に伝えられるようにしている。延長保育の献立がある。乳児では、家庭と連携し、子どものリズムを前提に、ミルクの時間や量、睡眠を考えている。各クラス別に「連絡（引継ぎ）ノート」があり、重要な引継ぎ箇所には赤丸を付け、引き継いだ職員が署名することで漏れがないように配慮している。「長時間にわたる保育」とは「延長保育」に限らず、通常の保育においても長時間にわたることを想定している。現時点で、保育所のスペースに子どもがゆっくりと体を休める場の確保が難しいこともあり、遊び方の工夫が考えられている。今後とも、個別な子どもの生活リズムの把握とともに、一層の工夫を重ねることに期待したい。</p>
<p>2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場</p>		
<p>A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。</p>	<p>b</p>	<p>毎年、「保健計画」を作成している。子どもの既往症や予防接種の有無は、毎年保護者が提出する児童票で確認し、日々の子どもの体調変化は、その都度保護者から口頭で情報を得ている。保育士間では、連絡ノートや職員休憩室のホワイトボードで情報を共有している。留意すべき子どもの病歴や怪我は、かかりつけ病院の連絡先と共に一覧になっている。子どもの体調変化に合わせて保護者と情報共有できるように「食事変更対応表」がある。「健康管理に関するマニュアル」は、登園から降園に至る子どもの健康状態の確認を具体的に記載したものであり、視診の重要性をパート職員も含めて共有するためにも、マニュアルの見直しを期待したい。</p>
<p>A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>3歳未満児では、食事スペースと午睡スペースを分け、空間作りをしている。子どもの食欲に応じて量を加減し、偏食も無理強いせず、完食できた喜びや「食べる楽しみ」を味わうようにしている。野菜嫌いの子でも、クラス菜園で子ども自ら作った野菜は食べるなど、子ども自身が「食べたい」という動機付けになっている。子ども集団の中で、他の子の食べる姿を見て、子ども自身が食べようとする意欲に繋がることもある。ジンギスカン、夏野菜カレー、焼き芋等の戸外調理や、おにぎり散歩なども実施している。年長児は当番制で配膳を行っている。また、年長児を対象にホールで野菜を切る等の作業や、手作りクッキーの作業を手伝うなどの調理保育を実施し、オヤツは手作りを心掛けている。保護者の協力で、魚の解体ショーも実施した。保育所は、子どもの傾向として、咀嚼力が弱いとの認識を持っており、硬めの食材や、大きめに切った野菜を提供したり、骨付きの魚を提供して子どもの噛む力を促している。</p>

<p>A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。</p>	<p>a</p>	<p>月に1度の給食会議があり、栄養士・所長・主任・各クラスから代表の保育士が出席して、子どもの様子や献立の内容、調理方法等を話し合っている。保育士から具体的な提案もある。子どもの食事場面は、栄養士も確認し、箸やスプーンの持ち方、座り方など気になることは保育士に伝えている。給食日誌で、味や硬さ、盛り付け、残食量等を確認し、次回の調理方法につなげている。旬の食材を活し、季節ごとにクリスマス会、節分、お餅つき等、行事食と連動させている。行事食では、バイキングにも取り組んだ。離乳食は、保護者と情報を共有しつつ、子どもの月齢や発達に合わせて進めている。</p>
<p>A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p>	<p>b</p>	<p>1年に2度の内科健診と、年に1度の歯科健診・フッ素塗布があり、更に年に1度、保健所による歯磨き指導がある。健診結果は職員に周知後、保護者にも結果を知らせて、歯磨きの慣行や早寝早起きなどを職員から促している。今後は、健診の結果を保健計画に反映させ、より保育に活かすことに期待したい。</p>
<p>2-(3) 健康及び安全の実施体制</p>		
<p>A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>中央保育所は、アレルギー対策として食材に卵を使用していない。小麦アレルギーの子どももいるため、パンは提供していない。小麦粉使用の場合は、米粉に変えている。アレルギー疾患用の個別の献立表がある。アレルギー食は、他の子どもと見た目を同じようにして提供し、同時に、調理場面ではチェック表で確認し、個別のお盆で配膳されている。保育士同士でも確認している。子どもの受診後には、保護者と面談して、主治医の見解を必ず確認し、職員全体で周知し、主治医の指示のもとにアレルギー食を提供している。エビベンを所持している児童もいる。服薬する場合の飲み忘れ防止のために、新たなルールを決め、確認のために、所長若しくは主任が見回りをしている。</p>
<p>A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。</p>	<p>b</p>	<p>調理担当者の「衛生チェックリスト」があり、食中毒予防の「衛生管理マニュアル」がある。また、保育士に対する衛生に関する事項が手順として明記されている。水回りの定義とは、トイレ・手洗い・水飲み場等の感染症の発生原因となりうる場所を指していることから、衛生マニュアルの見直しに期待したい。また、ノロ対策として「吐物処理防護キッド」の用意もあり、嘔吐物の処理の手順も明記されているが、突発的な対応を求められることから、継続的な実地訓練・研修の実施をすることで、職員への周知に期待したい。</p>

A-3 保護者に対する支援

	第三者評価結果	コメント
3-(1) 家庭との緊密な連携		
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a	食育計画を年度ごとに作成し、保護者には年度初めに配布している。献立表は、前月末に保護者に配布している。「生活リズムノート」で、子どもの家庭状況を確認し、保護者から「食事調査記録」の提出を受けている。さらに保護者とは、離乳食の進め方の個別面談をしている。体調に変化のある子どもについては、保護者と確認し合い、「食事変更対応表」で体調に合わせた食事の内容にしている。玄関には、朝は産地を明記した食材を展示し、食事提供後は、献立サンプルを展示している。好評だったメニューをレシピにして配布している。アレルギーのある子どもには、個別な献立表を配布している。食事に関する保護者からの相談に返答している。「父母の会」等で、試食会をしている。送迎時には、保育所での食事の様子を伝えて食育への関心を促している。今後の展望として、子どもの咀嚼力やスプーンや箸等の持ち方、食事のマナーなど、家庭との連携を深めていく必要性を認識している。
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	b	保護者が記録した「育児日誌（0歳～1.5歳）」、「生活リズムノート（1.5歳～3歳未満）」で、家庭での授乳量・離乳食や排便・睡眠等の、毎日の子どもの生活リズムを把握している。「健康カード」や行事等、様々な機会を通して、保護者と子どもの様子を共有している。保護者からの情報交換で気になる点は、職員休憩室のホワイトボード、連絡ノートやケース会議で職員間で共有している。保育士は、保護者に対する日々の声かけの重要性を認識し、特に送迎時に話すことを大切にしているが、内容の記録はない。保護者との信頼関係は、日々のコミュニケーションによるところが大きく、保護者との連絡帳の見直しを含めて、記録を整備することに期待したい。
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	b	年度初めの「父母の会総会」、個人懇談会、年齢別保護者交流会、お便り等で、保育所の保育に対する考えを伝えている。また、行事への参加も呼び掛けや食育の説明をしている。「保育所保育指針」では、保育について保護者への理解を促す様々な取組が求められている。保護者が保育の意図を理解することは、保護者と保育所が子どもの育ちや子育ての共通理解を深める事であり、一層の取り組みに期待したい。
A-2-(1)-④虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	b	「児童の虐待対応マニュアル」と「子ども虐待対応の手引き」がある。事例を通して、子育て支援課と児童相談所との相談の流れを確認し、子どもの虐待とDV（家庭内暴力）との関連性から、家族支援の重要性を再認識した。法人には、虐待防止委員会があり、保育所職員も委員として活動している。子どもの体調や怪我等、日々の保育の中からの気づきと、保護者の変化にも留意している。虐待の早期発見に努めているが、状況が虐待に当たるか否かの判断や、保護者への伝え方に苦慮することも想定され、マニュアルの理解を深めるためにも、職員研修の実施に期待したい。